

大分県報

令和五年

第三九二号

三月十七日

（金曜日）

目次

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部改正……………一

告示

指定障害児通所支援事業者の指定の取消し……………一

土地改良事業計画の変更認可……………二

県営土地改良事業施行申請適当の決定及び縦覧……………二

道路区域の変更……………三

道路の供用開始……………三

公告

開発行為の完了……………三

監査公表

監査結果に関する措置状況の公表（定期監査）……………三

監査結果に関する措置状況の公表（臨時監査）……………八

規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

大分県規則第五号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則（昭和四十三年大

分県規則第七号）の一部を次のように改正する。
別表第一第三号の3中「チエンソー、ブッシュユクリーナ」を「チエンソー、ブッシュクリーナ」に改め、同表第七号の3中「四一アミノジフェニル」を「四一アミノジフェニル」に改め、同号の4中「四一ニトロジフェニル」を「四一ニトロジフェニル」に改め、同号の16中「15」を「16」に改め、同号中16を17とし、同号の15中「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」を「ピッチ、アスファルト又はパラフィン」に改め、同号中15を16とし、11から14までを12から15までとし、10の次に次のように加える。
11 三・三・三・ジクロロ・四・四・ジアミノジフェニルメタンにさらされる業務に従事したため生じた尿路系腫瘍
附則
この規則は、公布の日から施行する。

告示

大分県告示第二百一十一号

児童福祉法（昭和二十二年法律第六十四号）第二十一条の五の二十四第一項の規定により、次の事業者について指定障害児通所支援事業者の指定を取り消した。

令和五年三月十七日

大分県知事

広

瀬

勝

貞

一 処分をした年月日
令和五年三月十日

二 処分を受けた事業者の名称等

事業者の名称	主たる事務所の所在地	事業所の名称	事業所の所在地	サービスの種類
株式会社創翔の里 代表取締役 若狭 敏晴	別府市大字鶴見 字下原四二三〇 番地五三	かぼすの丘 荘 園	別府市大字鶴見 字下原四二三〇 番地五三	放課後等デイサービス、児童発達支援
"	"	かぼすの丘 秋 葉通り	別府市楠町二七 一番地一・二七 一番地二	放課後等デイサービス、児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援

<p>〃</p>	<p>かぼすの丘 山 別府市山の手町 三二六七番地二 放課後等デイサ ービス</p>
<p>〃</p>	<p>かぼすの丘 武 国東市武蔵町内 田字外田六七番 地二 放課後等デイサ ービス</p>
<p>〃</p>	<p>かぼすの丘 亀 別府市亀川浜田 町一・二九番地 二 放課後等デイサ ービス</p>
<p>〃</p>	<p>かぼすの丘 石 別府市石垣東七 丁目四番三号 放課後等デイサ ービス、児童発達支 援</p>
<p>〃</p>	<p>かぼすの丘 国 国東市武蔵町古 市二九一番地 一・二九〇番地 放課後等デイサ ービス、児童発達支 援</p>
<p>〃</p>	<p>かぼすの丘 日 速見郡日出町川 崎三四二番地七 放課後等デイサ ービス、児童発達支 援</p>
<p>〃</p>	<p>かぼすの丘 春 別府市大字北石 垣字古寺一四八 〇番一 放課後等デイサ ービス、児童発達支 援</p>
<p>三 処分の内容 次に掲げる事業者の指定について、当該指定の取消処分を行った。 1 平成二十八年六月二十九日付け指令障福第一号の六及び令和三年一月二十七日付け指令障福第一号の四二で通知した放課後等デイサービス及び児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定 2 平成二十九年二月二十二日付け指令障福第一号の二三、令和三年六月十五日付け指令障福第一号の九及び平成三十年九月一日付け指令障福第一〇〇〇号の六五で通知した放課後等デイサービス、児童発達支援及び居宅訪問型児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定 3 平成二十九年六月三十日付け指令障福第一〇〇〇号の二三で通知した放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定</p>	<p>4 平成三十年三月三十日付け指令障福第一〇〇〇号の七七で通知した放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定 5 平成三十一年一月三十日付け指令障福第一〇〇〇号の八五で通知した放課後等デイサービスに係る指定障害児通所支援事業者の指定 6 令和二年一月二十九日付け指令障福第一〇〇〇号の三七及び令和二年八月二十六日付け指令障福第一号の二一で通知した放課後等デイサービス及び児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定 7 令和二年六月三十日付け指令障福第一号の一五で通知した放課後等デイサービス及び児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定 8 令和三年三月三十一日付け指令障福第一号の五二で通知した放課後等デイサービス及び児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定 9 令和四年七月一日付け指令障福第一号の二二で通知した放課後等デイサービス及び児童発達支援に係る指定障害児通所支援事業者の指定 四 指定取消年月日 令和五年四月三十日 五 処分の理由 指定障害児通所支援事業において、障害児通所給付費の請求に関する不正、虚偽の報告及び著しく不当な行為があつたため。</p> <p>大分県告示第二百二十二号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第四十八条第九項において準用する同法第十条第一項の規定により、次の土地改良区が行う土地改良事業計画の変更を認可した。 令和五年三月十七日</p> <p>大分県告示第二百二十三号 土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十六条第一項の規定により、国東市国東町小原三千百番地の未房正文ほか四人からの県営土地改良事業施行申請を適当と決定し、</p>
<p>土地改良区名 竹田市土地改良区</p>	<p>事業名 土地改良事業（維持管理計画書）</p>
<p>大分県告示第二百二十三号</p>	<p>認可年月日 令五・三・一</p>

同法第八十七条第一項の規定により土地改良事業計画を定めたので、同条第五項の規定により、次のとおり当該土地改良事業計画の写しを縦覧に供する。
 なお、利害関係人で異議のあるものは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内
 に知事に対し審査請求をすることができる。
 令和五年三月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営防災重点農業用ため池等整備事業	高地下池地区	令五・三・一七から 令五・四・七まで	国東市役所

大分県告示第百二十四号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。
 その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和五年三月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	区間	区域変更前後別	敷地の幅員	延長
県道豊後高田安岐線	豊後高田市森字馬草田六八七番一から 豊後高田市森字ヨモギ六一三番一八まで	前	メートル 二七・一 ～ 一四・一	メートル 三三三・〇
	豊後高田市森字馬草田六八七番一地 先から 豊後高田市森字ヨモギ六一三番二一まで	後	二七・一 ～ 二二・五	三三三・〇

大分県告示第百二十五号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の

供用を開始する。
 その関係図面は、令和五年三月十七日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。
 令和五年三月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

道路の種類及び路線名	供用開始区間	供用開始年月日
県道豊後高田安岐線	豊後高田市森字馬草田六八七番一地先から 豊後高田市森字ヨモギ六一三番二一まで	令五・三・一七

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。
 令和五年三月十七日

大分県知事 広瀬勝貞

- 一 開発区域に含まれる地域の名称
 由布市挾間町下市字見取百十一番一及び百十一番五の一部並びに字下大六三四番三ほか二筆の各地先里道
- 二 開発区域の面積
 四千百三十五・二九平方メートル
- 三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名
 大分市大字横尾四千二十九番地
 三越商事大分株式会社
 代表取締役 志村健一
- 四 完了検査年月日
 令和五年二月十四日

○監 査 公 表

監査公報第699号

令和4年11月29日付け監査第695号で提出した定期監査の結果に関する報告に対し、大分

令和五年三月十七日

大分県報（告示・公告・監査公表）

県知事及び公安委員会委員長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第189条第14項の規定により次のとおり公表する。

令和5年3月17日

大分県監査委員 長谷尾 雅通
大分県監査委員 長野 恭子
大分県監査委員 鷲海 豊
大分県監査委員 戸高 賢史

1 指摘事項についての措置状況

監査対象機関	監査実施日	監査結果の指摘事項及びその措置状況
--------	-------	-------------------

(知事部局・総務部)

大分県西部振興局	令和4年6月1日 から6月3日まで、 令和4年7月8日	指摘事項 公用車を損傷させたことにより、県に短期間で多額の損害を生じさせた事例が認められた。
----------	-----------------------------------	---

措置状況
管内の交通事故多発地点の共有や、局内部長会議等を通じた繰返しの注意喚起、シミュレーターによる実技講習の開催などにより、職員の交通安全意識の高揚を図った。
また、長距離通勤する職員に対し、在宅勤務や珍珠サテライトオフィスの積極的な活用を促すなど、長距離・長時間の運転とならないような配慮も行った。
今後とも、より一層、交通事故等の発生防止、安全運転の励行及び公用車の適切な管理について、職員への指導を徹底する。

(知事部局・企画振興部)

芸術文化スポーツ振興課	令和4年7月13日、 令和4年8月18日	指摘事項 旅費について、法人カードにより有料駐車場を利用し、県内旅行をしたにもかかわらず、旅行命令を発していない事例が多数認められた。
-------------	-------------------------	--

措置状況
旅行命令を発していないことが確認された23件について、事後的に旅行命令を発する処理を行い旅費の追給を行った。
再発防止のため、旅行命令を発してから法人

カードの交付を受けるよう職員に周知徹底するとともに、法人カードの交付に当たっては、法人カード使用簿に旅行命令確認欄を新設し、申請者と管理者のダブルチェックを行うこととした。
また、旅行命令を発せずに旅行することがないよう、管理者において旅行命令申請状況の確認を行うこととした。

(知事部局・土木建築部)

佐伯土木事務所

令和4年5月12日
から5月13日まで、
令和4年6月8日

指摘事項
佐伯港県営2号上屋の管理について、同上屋を民間企業に使用させる使用許可手続が大幅に遅延している事例が認められた。

措置状況
使用者に、使用許可申請の遅延は認められないことを指導し、令和4年度は期限内に提出されている。
今後も引き続き、使用者に申請書の早期提出を促すことにより、使用許可申請書の提出期限の遵守を徹底させる。

(病院局)

病院局

令和4年6月1日
から6月3日まで、
令和4年6月29日

指摘事項
通勤手当の支給について、支給要件を満たさない職員に対して手当を支給している事例が認められた。

措置状況
通勤手当を認定している職員の徒歩による通勤距離を経路検索サイトにより2km以上であるか確認を行い、2km未満となった職員には徒歩の経路を確認の上、過去5年に廻り返納処理を行った。
今後は、通勤手当の認定においては、徒歩による通勤経路（最短）と距離を確認の上、経路図を認定簿に添付することとし、年度末、年度当初には、総務班内での研修等により、周知徹底を行うこととする。

2 注意事項についての措置状況

<p>監査対象機関 (知事部局・総務部)</p>	<p>監査実施日</p>	<p>監査結果の注意事項及びその措置状況</p>
<p>大分県東部振興局 令和4年5月23日 から5月25日まで、 令和4年7月1日</p>	<p>注意事項 庁舎等管理費について、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領とは異なる計算方法を用いたことにより、過小に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況 要領と異なる計算方法を用いた庁舎等管理費については、要領に基づいた計算方法で再計算し、過小徴収分については年度内に処理するよう手続を進めている。 今後は、要領に基づいた計算方法となつていくかを複数の職員で確実に確認し、再発防止に努める。</p>	<p>要領どおりに再計算した結果に基づき、過小徴収・過大徴収ともに年度内の処理完了に向けて、手続を進めている。 今後は、班内研修の実施等により他の職員が確実にチェックできる体制を構築し、要領に基づいた計算方法となつていくかを複数の職員で確実に確認することにより、再発防止に努める。</p> <p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 交通事故防止について、改めて局内の会議や研修の実施を通じて職員への周知徹底・意識の醸成を図った。 今後も、機会あるごとに職員への注意喚起や研修を行い、交通事故の再発防止に努める。</p>
<p>大分県豊肥振興局 令和4年5月30日 から6月1日まで、 令和4年7月7日</p>	<p>注意事項 地域密着型農業者等サポート体制強化事業により購入した物品について、会計規則で定める物品の処分及び外部貸付けの手続きをとらずに集落営農法人に譲渡及び貸付けている事例が認められた。</p> <p>措置状況 大分県会計規則154条に基づく貸付けの事務処理を行った。 今後は、局内の会議等で情報共有を行い、物品の貸付け等と捉えられる事業で購入した物品の事業終了後の貸付け等の手続について、内部統制チェックリストによる確認や関係部署に必要な手続の確認等を行うなど、同様の事例が発生しないよう努める。</p> <p>注意事項 庁舎等管理費について、行政財産の目的外使用許可事務取扱要領とは異なる計算方法を用いたことにより、過小又は過大に徴収している事例が認められた。</p> <p>措置状況</p>	<p>大分県北部振興局 令和4年6月15日 から6月17日まで</p> <p>注意事項 中津市多文化共生スポーツ交流大会2022事業の補助金について、大会参加料の収入が^あつたにもかかわらず、補助対象経費から差し引かず補助金を過大に交付していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 過大に交付していた補助金については令和4年7月28日に返還を受けた。 また、補助金の交付手続について、所属内で独自の研修会を開催するとともに、チェックリストを活用し、担当職員のみならず副任・班総括・部長など決裁中の各職員によるチェックを徹底する。</p> <p>注意事項 行政財産の目的外使用許可使用料について、改定前の台帳価格により算定を行ったことから、使用料を過大に徴収している事例が認められた。</p>
<p>大分県東部振興局</p>	<p>令和4年6月30日、 令和4年8月9日</p>	<p>(知事部局・福祉保健部) 障害福祉課</p>

令和五年三月十七日

大分県報(監査公表)

	<p>措置状況 対象者に事情を説明の上、改定後の台帳価格で再度算定を行い、過大徴収となった額について返還を行った。 今後は、使用料算定時に具有財産管理システム及び県有財産経営室の通知等の確実なチェックと、台帳価格の改定状況の確認を徹底する。</p>			<p>例が認められた。</p> <p>措置状況 速やかに「大分県リバーパーク犬飼の管理に関する基本協定書の変更協定書」を締結した。 今後は、手続を失念しないように、指定管理者に貸付けている備品を変更する際は、基本協定書の変更手続を確実にを行い、課長及び班総括等がチェックを行うことにより再発防止を図る。</p>
<p>(知事部局・農林水産部)</p> <p>地域農業振興課 令和4年7月25日、 令和4年8月30日</p>	<p>注意事項 防犯カメラ及び消火器の部外貸付けについて、指定管理に係る基本協定書の変更手続をとらずに、指定管理者に貸付けている事例が認められた。 措置状況 監査結果を踏まえ、令和4年7月27日に基本協定書の変更手続を行った。 備品等の新たな貸付事案が発生した際には、担当職員と指定管理者において相互確認の上、直ちに基本協定書の変更手続を行うとともに、班総括による手続完了の確認を徹底する。</p>	<p>施設整備課 令和4年7月12日、 令和4年8月3日</p>		<p>注意事項 施設整備課が設計、別府土木事務所が施工監理し新築した国東警察署の電気室扉について、施工完了後、気圧の低下に伴う不具合が判明したことから、通風用のガラリ（平行な羽板）付きの扉に交換した事例が認められた。 措置状況 今後は、設計完了時から工事発注までの間に建築、電気、機械の技術職員による調整会議を開催することにより、チェック体制を強化する。 具体的には、施設整備課で作成している設計・工事監理のチェックポイント（事例集）等を基に、特に建築、電気、機械職員間の連携を要する事項を整理したチェックリストを新たに作成し、本チェックリストや、過去の同様の建物の仕様等について調整会議で確認・検討するとともに、情報共有も徹底し、再発防止を図る。</p>
<p>園芸振興課 令和4年7月27日、 令和4年8月30日</p>	<p>注意事項 次代へ繋ぐ園芸産地整備事業について、標準事業費に含まれる電照ケーブルを標準事業費外として補助対象事業費を算定し、補助金を過大に交付している事例が認められた。 措置状況 過大交付分の返還を受けた。 また、実施設計書及び出来高設計書の内訳書における、部材毎の標準事業費の対象内外の確認不足により発生したため、チェックリストに基づき確認の徹底、担当者向け研修会の実施等により再発防止に努める。</p>	<p>国東土木事務所 令和4年5月9日 から5月10日まで、 令和4年6月2日</p>		<p>注意事項 パソコン（リース物品）を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。 措置状況 会議等において、所属職員に対し損傷事案の発生原因等について情報共有し、所属に配備された物品の適切な管理・取扱いについて指導を行った。</p>
<p>(知事部局・土木建築部)</p> <p>河川課 令和4年7月6日、 令和4年8月4日</p>	<p>注意事項 乗用芝刈り機の部外貸付けについて、必要な手続をとらずに、指定管理者に貸付けている事</p>			

		<p>今後も、引き続きあらゆる機会を通じて、物品の適正管理及び損傷防止について周知徹底を行い、再発防止に努める。</p>
別府土木事務所	令和4年5月16日から5月17日まで、令和4年6月10日	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 交通安全については、課長会議や安全衛生委員会など、機会あることに注意喚起を行っているが、改めて全職員に対し、交通事故防止の注意喚起を行った。 また、警視庁等のホームページで紹介されている危険予知トレーニングを実施した。 今後も引き続き、会議等で交通事故防止対策の指導や注意喚起を行い、交通安全意識の高揚を図り、交通事故の再発防止に努める。</p>
大分土木事務所	令和4年5月11日から5月13日まで、令和4年6月10日	<p>注意事項 公用車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 当該職員に対しては、日頃から慎重な運転を心がけること等、改めて事故防止について指導するとともに、全職員に対しても、交通事故防止及び交通法令の遵守について再度注意喚起を行った。 また、所内安全衛生委員会において、土木建築部における過去の交通事故発生事例の検討を行い、検討結果を所属で共有した。 今後も引き続き、各種会議や研修、職員面談等を通して交通安全意識の高揚を図り、交通事故再発防止に努める。</p>
佐伯土木事務所	令和4年5月12日から5月13日まで、令和4年6月8日	<p>注意事項 ダム管理事務所の自家用電気工作物管理委託について、電気事業法及び保安規程において隔月で実施することと定められている月次点検が、適正な周期で実施されていない事例が認められた。</p>
豊後大野土木事務所	令和4年8月22日から8月23日まで、令和4年10月12日	<p>措置状況 国への保安全管理業務外部委託承認申請の手續に時間を要したことが原因である。 委託契約更新時に受託者が変更となる可能性が常にあることから、現行契約の期間延長等により更新時の契約期間の始期が年度当初の4月から6月になるよう変更し、国あての承認申請手續に十分な期間を確保するよう改める。 今後、受託者が変更になった場合は承認申請手續を速やかに行うとともに、適正な周期の点検実施を徹底する。</p>
玖珠土木事務所	令和4年5月19日から5月20日まで、令和4年6月15日	<p>注意事項 用地交渉手当について、支給対象業務に従事したにもかかわらず、手当を支給していない事例が認められた。</p> <p>措置状況 用地交渉手当の支給漏れ分について、令和4年6月に追給した。 今後は、用地交渉日誌の様式に、システム入力を行ったかかの確認チェック欄を新たに設け、当該手当の申請漏れを防止する。</p>
		<p>注意事項 遅延した定期刊行物の支払について、令和4年5月に支払を行った。 今後は、経理担当者の机上に請求書管理専用のボックスを設置し、紛失防止を徹底する。 また、定期刊行物にかかる支払記録表の確認に加え、共有フォルダ上に個別の支出を記録する補助簿を作成し、当該データを活用して定期的な支出の確認を徹底する。 さらに、担当と班総括等により複数人で確認を行うことでチェック体制を強化し、再発防止に努める。</p>

	<p>また、班総括がシステムでの手当支給実績と用地交渉日誌の突合を適時に行い、適正に申請されているか確認を行うこととした。</p>	<p>前の金額のまま決裁処理を行い、公文書として保管していた事例が認められた。</p>
	<p>注意事項 時間外勤務手当について、業務の都合により、週休日勤務の振替や休日勤務の半代休指定をした日に時間外勤務を命令した際、休憩時間の入力を失念し、過大に支給している事例が認められた。</p> <p>措置状況 時間外勤務手当を過支給した職員について、令和4年6月に返納処理を行った。 また、班総括会議等で本事案を共有し、時間外勤務命令の入力方法について改めて周知徹底を図った。 今後は、時間外勤務命令を行う際は、勤務時間・休憩時間・移動時間等の確認について、所属長、班総括の複数人でのチェックを確実にし、制度に基づいた適正な事務処理を行う。</p>	<p>措置状況 当案件については、当時の関係者に確認の上、監査終了後に、金額変更後の書類を保管する旨の起案及び決裁を行った。 また、再発防止のため、決裁事務と文書管理事務の研修会を実施した。</p>
<p>中津土木事務所 令和4年5月9日から5月10日まで、 令和4年6月2日</p>	<p>注意事項 注意車を損傷させたことにより、県に損害を生じさせた事例が認められた。</p> <p>措置状況 事故を起こした職員に対しては、事故発生直後に所属長から危険予測運転の指導を行った。また、全職員に対しては、交通安全教室や安全衛生委員会、課長会議、庁内連絡で、交通事故防止と交通法規の遵守徹底について注意喚起を行った。 今後も引き続き、講習会や会議等で事故防止対策の指導や注意喚起を行い、交通安全意識の高揚を図り、交通事故防止に努める。</p>	<p>監査委員公表第700号 令和4年11月29日付け監査第700号で提出した臨時監査の結果に関する報告に対し、大分県教育委員会教育長から、措置を講じた旨の通知があったので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により次のとおり公表する。 令和5年3月17日</p> <p>大分県監査委員 長 谷 尾 雅 通 大分県監査委員 長 野 野 恭 子 大分県監査委員 篤 海 豊 大分県監査委員 戸 高 賢 史</p>
<p>(病院局)</p>	<p>注意事項 会計年度任用職員の初任給調整手当について、伺定めににより支給額を定めているが、決裁の途中で金額を変更したにもかかわらず、変更</p>	<p>1 注意事項についての措置状況</p> <p>監査対象機関 監査実施日 監査結果の注意事項及びその措置状況 (教育庁及び教育機関)</p>
<p>病院局</p>	<p>令和4年6月1日から6月3日まで、 令和4年6月29日</p>	

<p>国東高等学校</p> <p>令和4年4月20日</p>	<p>注意事項 寮生活で使用するトイレットペーパーや洗濯用洗剤などの物品購入について、保護者から集金して学校取扱金から支出すべきものを、公費で支出していた事例が認められた。</p> <p>措置状況 令和4年度から寮に係る経費負担を①公費、②寮費、③個人の3種類に分類し、それぞれで負担すべきものを明確にした。 今後は、「学校私費会計取扱要領」及び「寄宿舎における光熱水費の取扱いについて（通知）」に基づき適切な寮運営を行う。</p>	
--------------------------------	--	--